

事業主様

東日本硝子業厚生年金基金
代表清算人 小林 英一

基金解散後の「残余財産の分配方法」に関するアンケートのお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、すでにご案内のとおり、当基金は平成28年1月27日付通常解散の認可後、残余財産の分配に向けた作業等の清算業務を現在鋭意進めております。

残余財産の分配については、今後、基金が実施していた厚生年金保険本体の代行給付に充てる資産（最低責任準備金）の額が確定し、当該資産を国に返還した後に、解散認可日時点の加入員、年金受給者、年金受給待期者の皆様に分配されることとなります。残余財産の分配方法は、「①一時金での受取(※1)」、「②将来、企業年金連合会より年金での受取」、「③事業所単位で他制度に移換(※2)」のいずれかからの選択が可能となっております。

つきましては、上述のとおり未だ分配金額が確定しておりませんが、貴事業所の加入員等に係る残余財産の分配について、事前に事業主様のご意向を確認させていただきたく、別紙アンケートについてご回答をお願いいたします。

お忙しいところ恐縮ではございますが、必要事項をご記入いただき、**平成29年1月20日**までに当基金宛にFAXにてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、本アンケートにて「他の年金制度への移換」を希望された事業所につきましては、改めて移換に関する具体的な事務取扱をご案内いたします。

また、本アンケート提出後、残余財産の分配方法を変更される場合は随時当基金までご連絡ください。

(※1)：一時金として加入員個々への分配金を希望する場合は、分配金振込口座等の取りまとめを今後事業主様にお願いをさせていただく予定です。

また、年金受給者、年金受給待期者の皆様につきましては、個々に文書を送付したうえで、分配方法を選択していただく予定です。

(※2)：他制度への移換については「確定給付企業年金（DB）、企業型確定拠出年金（DC）、中小企業退職金共済」の3先に限ります。なお、DB、DCへ移換する場合は、分配スケジュールの関係上、平成29年5月までに当該制度の規約において移換を受けることが出来る旨を定める（規約の整備）とともに、移換についての事業主の同意（DB）及び加入員の2分の1以上の同意（DB、DC）を得ることが必要となります。その他にもDBに年金受給者、年金受給待期者を移換する場合は、個別の同意が必要です。また、個人型確定拠出年金については、現在の法令のもとでは移換出来ませんのでご注意ください。

平成 年 月 日

東日本硝子業厚生年金基金 行

事業所所在地

事業所名

事業主名

残余財産の分配方法に関するアンケート（ご回答）

厚生年金基金解散後の残余財産の受取方法について、以下○で囲んだとおり回答します。

1. 残余財産の分配方法について、次のうちどちらを希望されますか？

- ① 一時金として加入員個々への分配を希望する（他の年金制度への移換を希望しない）
- ② 他の年金制度への移換を希望する → 「2.」へ

2. 【1.で②を選択された場合のみ】残余財産の移換希望の年金制度はどちらですか？

- ① 確定給付企業年金制度（DB制度） → 「3.」へ
- ② 企業型確定拠出年金制度（DC制度）
- ③ 中小企業退職金共済制度（中退共制度）

3. 【2.で①を選択された場合のみ】資格喪失者（受給者および待期者）の残余財産もDB制度に移換しますか？

- ① 資格喪失者の残余財産もDB制度に移換する
- ② 資格喪失者の残余財産はDB制度に移換しない

~~~~~  
ご連絡先について

部署 \_\_\_\_\_ ご担当者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

【該当する番号を○で囲み、必要箇所をご記入のうえFAXでご回答ください】

**FAX番号03-3633-7125**